

し働く前にはどのような労働条件で働くのか当然決めているはずですが、技能実習生の場合、JITCOの定めた雇用契約書と雇用条件書が交付されていますので、これによってどのような条件の下で働いているか判断することになります。農業や水産業で残業代の支払いが問題になると会社側は「農業や水産業は適用除外になっている」といってきます。法律的にはそうであっても個別の契約において適用除外としての契約でなければ当然この条文の適用を受けることはできません。技能実習生が実習をするためには入国管理局の許可が必要になります。その中でも重要視されるのが技能実習2号実施計画書のようなものです。以前牡蠣養殖の会社で働く技能実習生の問題でJITCOの話を見ると「適用除外として扱っていない」とのこと、後日入国管理局に聞くと「技能実習生だからといって適用除外が否定されているわけではない。技能実習計画に基づいて判断する」との回答がありました。法律的には適用除外もあり得るが外国人技能研修生の場合には入国管理局がそうした技能実習計画は認めないというのが実態と考えられます。(注1)

次に、この条文の第二号は「名ばかり管理職」という言葉の基になったものです。管理監督者の問題は、この条文にある「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者」の解釈が労働基準法の意図するところと私たちが考えている内容とが大きく食い違っているところにあります。私たちの感覚では、労働者を管理する立場にある者や管理職として遇される一定の職位に任命された者全てを考えてしまいます。しかし労働基準法が意図しているのは、私たちの感覚で言えば大企業の役員クラスを想定しているのではないのでしょうか。もう少しハードルを低く考えて大企業の課長クラスまでなら該当するのかなというものです。非常に荒っぽい言い方ですが一般論としてはこんなところといえます。しかし「名ばかり管理職」と名付けられたコンビニ等チェーン展開する店舗の店長さんたちの問題が発生したことから、「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」との通達が出され、採用、解雇、人事考課、労働時間管理等の権限がなければ管理監督者性が否定される可能性が高いとされました。中小企業ではどうなるのか。大企業でもこうした権限を与えられないまま管理職として適用除外されているのが普通です。実務上管理監督者の適用除外の問題は厄介な話で、適当なところでお茶を濁しているのが現実といえます。

(注1) 詳しい解説はえくれしあ116号「技能実習生と労働基準法第41条の「適用除外」との関係」で入国管理局の指針、農林水産省や労働基準局の通達等も含めて取り上げていますのでご参照ください。かつおの一本釣りなどでは適用除外の適用は当然と考えています。

国際交流会のご案内

「外国人技能実習生を支援する会」が、餃子作りを通して中国を始めとした外国の方たちとの交流会を開催します。また、フィリピン料理も用意する予定としています。

日 時 : 平成25年3月24日(日) 9:30~14:30
場 所 : 広島市中央公民館(広島市中区西白島町24番36号)
参加費 : 1,000円
申し込み : 不要(当日直接会場へお越し下さい)
問合せ先 : TEL 082-211-2441 (足立修一法律事務所内 藤井弁護士まで)

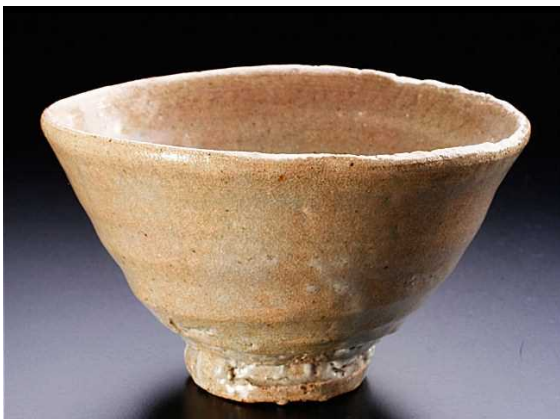
ケラメイコス

井戸茶碗

毎日使うやきものの一つに茶碗があります。本来は抹茶茶碗を指すのですが、普通、お茶碗といえば飯茶わんのことであるため話の中で突然、「茶碗が欲しい」と言われると飯茶わんを指しているのか抹茶茶碗を指しているのか戸惑うことがたまにあります。湯飲み茶わんかもしれませんし・・・。

「わん」とは汁ものや飯を盛る器を指しており、陶磁器でできたものには「碗」を、木製のものには「椀」をそして金属製のものは「鉢」の字が使われます。こうしたことは別として、

やきもの好きにとっては当然に抹茶茶碗を指すと考えていいのでしょう。しかし茶碗といってもその形は千差万別で形によっていろいろな呼び方があり、井戸茶碗もそうしたものの一つです。16世紀以降日本の茶の湯で珍重され、韓国では雑器として使われていたといわれてきましたが、窯跡もまだ発見されておらず、韓国には伝世のものがないなど謎の多いものです。最近、祭器として造られた特別なものだとの説を韓国の陶芸家が「井戸茶碗の謎(申 翰均著)で展開しています。井戸茶碗も大井戸、小井戸、青井戸や井戸脇などに分類されますが、井戸と名がつくためには一定の決まりごとを具備していないといけませんといわれています。どちらかというと井戸茶碗にはあまり関心がないのですが、どうしたわけか上に掲げた「六地藏」と呼ばれる井戸茶碗には心が引かれてしまいます。低く外に開かれた高台とそこから立ち上がっていく姿に魅かれています。堂々としているわけでもないし、むしろ安定感が悪いように感じながらも、井戸茶碗の持つ堂々としたところも併せ持っており、そうかというとうらぶれたはかなさも感じさせられるアンバランスな感じがいいのかもしれません。



私の好きな黄瀬戸の作家原憲司先生も井戸茶碗を焼かれており、写真では時々見かけていましたが、最近、運よく一つ手に入ってしまった。感じのいい小ぶりな茶碗で高台あたりの梅皮もおとなしく、肌合いもしっとりとした細かな貫入も入り好感が持てます。黄瀬戸、志野そして井戸の茶碗が揃うと後は瀬戸黒の茶碗ということになります。個展で購入し、飽きたからか、持ち主が亡くなられて遺族が放出したのか分かりませんが、個展では指をくわえていたものが出てくるのはいいことかもしれませんが、あまりの安さに美術品の価値というものは何なのかと考えさせられてしまいます。

藤ノ木土平 作陶展

日 時： 平成25年3月16日(土)～3月24日(日) AM11時～PM18時

場 所： 器あそび 広島市中区十日市町1-4-18 第2コロナビル2F

TEL 082-295-9577

<http://www.utsuwaasobi.jp/>

※ 藤ノ木先生は16日～18日来廊されます。

本の紹介

ブラック企業 ～ 日本を食いつぶす妖怪
今野晴貴 著 文春新書 809円

ブラック企業という言葉は、よく聞いていましたが、たまたま家にこの本があったので読んでみました。この本に紹介されている例は法律に抵触するかどうかのあたりで役に立たなくなった従業員を飴とムチを持って自主的な退職に追い込もうとしたり、長期の勤務は想定せず、無茶な時間外労働をさせ、休日も与えずに使い捨てのコマとして従業員を採用しているような会社の事例が報告されています。会社の名前こそ出ていないのですが私たちがよく知っている会社があくつも出ていたとのことでした。

こうした会社が出てくる背景には、派遣や契約社員といった非正規労働者の増加と、それに併せて終身雇用とか年功序列といった制度が崩壊していく過程でのあだ花なのでしょう。派遣社員や契約社員などの非正規社員は今後増え続けても減少することは無いでしょうし、同時に外国人労働者がこの中に参入して一大勢力を占めるようになると考えられます。こうした将来的な問題は別にして、この本で実際に行われていることは経営者寄りの弁護士や社労士が指導しているとも書かれています。本屋さんに行くとした本が目につきます。あくどさ、方法論は別としても、そうした方向に進まざるを得ないのが現実かもしれません。企業にとっては新しい雇用形態・賃金制度の模索が必要であり、労働者にとってはそうした社会の動きに併せた考え方ができるように頭を切り替えなければ生き残れない時代になったのかもしれない。

コンピュータソフト開発等の会社では中年以上はリストラの対象になるとも聞いています。国が進めている定年延長の施策に反して早期退職に向けた制度の導入が進むのではないのでしょうか。こうした動きに対して労働者は、賃金が低下しても会社にしがみつくか、それとも能力開発に努め転職や独立が正常な状態ととらえることが出来なければ生きてはいけないのではないのでしょうか。

言葉

悟り

「《悟り》のおかげで、何を手に入れましたか？」

「《喜び》を手に入れた。」

「その《喜び》とはどんなものでしょうか？」

「すべてを失ったときにも、オモチャをひとつなくしたくらいに思えることじゃ」

沈黙の泉(アントニー・デ・メロ著) P165

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成25年 3月 1日 発行